

広島県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年二月十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年三月八日農林水産省告示第三百三十五号（一及び二に係るものに限る。）、平成八年四月二十三日農林水産省告示第五百四十六号（三に係るものに限る。）、平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百七号（一に係るものに限る。）、平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百八号（一に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）